

別紙

諮問第621号

答 申

1 審査会の結論

「事件相談受理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成29年〇月〇日に〇〇線〇〇駅に停車中の急行電車において、チンピラ風情の男から体当たりをされて無理やり奥に押し込まれるという暴力行為を開示請求者が受けた事件について、平成29年〇月〇日に開示請求者が被害届を提出する手続きをしに行った時に、対応した〇〇警察署の〇〇課の怠慢刑事が本事件の捜査を行わずに握りつぶしたことにより、開示請求者が被害届を出せなくなっているという問題事案についての全ての資料（開示請求者には免許証の提示を求めながら自分は氏名を名乗るのを拒否し、約束した調査結果の連絡を請求人に行なわなかったチンピラ怠慢刑事の氏名等に関する情報を含む）」の開示請求に対し、警視總監が平成29年9月7日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

平成29年9月7日付の保有個人情報一部開示決定通知書によると、警察職員の氏名は条例16条2号の「開示請求者以外の個人に関する情報で、特定個人を識別することができるもの」及び同条例16条4号の「開示することにより、犯罪の予防、捜

査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあると認められるもの」に該当するため非開示にしたとのことであるが、そもそも当該警察職員の氏名については、平成29年〇月〇日に審査請求人が〇〇警察署に相談に行った時に、今後の捜査を円滑に進めるためにも、対応した警察官が自発的に名乗り出ていなければならなかったものである。よって、本請求に基づいて当該警察職員の氏名を開示することは相談事件の円滑な解決の一助となるものであるから、逆に公共の安全と秩序の維持を推進することに資するものである。また、当該警察職員の特定個人の識別については、本来は相談時点でなされているべきものであるから、今更この開示請求の段階で問題にするのはおかしなことである。

このような本件の経緯等を勘案すると、相談段階での警察の対応の不手際を補完する意味でも対応した警察職員の氏名は審査請求人に情報提供すべき事項である。よって、これを開示しないこととした警察側の根拠規定・理由は、妥当なものとは到底言えないことから、審査請求人は当該部分の開示を実現させるべく本審査請求を申し立てることとした。

#### イ 意見書における主張

理由説明書によると、警察職員の氏名は条例16条2号及び同条4号に該当するため非開示にしたと主張している。

しかし、警察職員の氏名については、そもそも平成29年〇月〇日に審査請求人が〇〇警察署に相談に行った時に、今後の捜査を円滑に進めるために、対応した警察官が自発的に名乗り出ていなければならなかったものである。

また、対象警察官の氏名が特定されることにより、嫌がらせや報復を受ける可能性があるという公安委員会の主張については、審査請求人である情報開示請求者が請求対象事件の被害者であり、警察の捜査に期待する立場の者であるのに、その者から警察が嫌がらせや報復を受ける可能性があるというのは、社会的合理性に反した主張である。

以上より、本件については、対応した警察職員の氏名は審査請求人に情報提供すべき事項である。よって、これを開示しないこととした警察側の根拠規定・理由は、本件の経緯を勘案すると社会通念上妥当なものとは到底言えないことから、審査請求人の請求を全て認容する決定を改めて求めるものである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 警察職員の「氏名」及び「印影」について

警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当する。

また、実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員については慣行として公にしていないことから、同号ただし書きの規定により開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書き及びハの規定により開示すべき情報のいずれにも該当しない。

そして、警察職員の氏名及び印影を開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員に対する不当な働き掛けや、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、警察職員の氏名及び印影は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条4号に規定する非開示情報に該当する。

#### (2) 「分類種別」、「措置方法」、「措置結果」及び「措置」欄について

「分類種別」、「措置方法」、「措置結果」及び「措置」欄は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断した結果を記載するものである。

これらを開示することにより、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容についての率直な判断や正確な分類の記録を躊躇するなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

### 4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月13日	諮問
平成30年 6月20日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月26日	新規概要説明（第125回第三部会）
平成30年 7月26日	審査請求人から意見書收受
平成30年 9月18日	審議（第126回第三部会）

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 事件相談受理票について

「相談取扱要綱」（平成29年3月24日通達乙（副監．総．広．聴3）第33号）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と規定している。

そして「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（平成29年3月30日通達乙（刑．総．指1）第52号。以下「通達」という。）において、刑事事件に関する相談（刑事警察に関するものに限る。以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システム（以下「相談等管理システム」という。）に登録するとともに、同システムから事件相談受理票を出力し、所属長の決裁を受けて保存するとされている。

事件相談受理票は、通達別記様式第1号「事件相談受理票」（以下「相談受理票」

という。)、通達別記様式第2号「相談関係者票」及び通達別記様式第4号「相談処理経過の概要」(以下「処理経過の概要」という。)で構成されており、相談受理票には、相談者等関係者の住所・氏名等の人定情報や警察職員が相談者から聴取した内容が、通達別記様式第2号「相談関係者票」には、相談者等関係者の人定情報が、処理経過の概要には、事件相談に関して判断した内容や実施した措置の具体的事項など処理経過がそれぞれ記載されている。

#### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人が〇〇警察署に行った事件相談に関して作成された事件相談受理票(警視庁〇〇警察署 受理年月日 平成29年〇月〇日 受理番号 〇号)(以下「本件対象保有個人情報」という。)である。

本件対象保有個人情報は、〇〇警察署において、担当職員が審査請求人から受けた事件相談に関する情報を相談等管理システムに入力し、同システムから出力した事件相談受理票について所属長の決裁を受けた後、保管していたものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、管理職でない警察職員の「氏名」及び「印影」(以下「本件非開示情報1」という。)は条例16条2号及び4号に該当し、相談受理票の「分類種別」、「措置方法」及び「措置結果」並びに処理経過の概要の「分類種別」及び「措置」の各欄において非開示とした部分(以下「本件非開示情報2」という。)は条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知る

ことが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1を見分したところ、非開示とされた部分には、管理職ではない警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1については、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報2を見分したところ、相談受理票の「分類種別」欄には、当該相談がいずれの分類のものに当たるか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には、相談内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及び

その結果がそれぞれ記載されている。また、処理経過の概要の「分類種別」欄及び「措置」欄には、相談受理票の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置」欄と同じ内容が記載されている。

実施機関の説明によると、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断し、引継ぎを行うことが求められているとのことである。

このような業務の性質に鑑みると、本件非開示情報2を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容についての率直な判断や正確な分類を記録することを躊躇し、その結果、記録内容が当たり障りのないものになることにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2については、条例16条6号に該当することから非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋